

意見提出フォーマット

下欄は、回答上の便宜のために意見募集対象である「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会青少年保護ワーキンググループ第一次報告書(案)(意見募集)」の目次を抜粋する形で設けたものです。

第1章 青少年のインターネット利用を取り巻く環境の変化	
1. 青少年保護のための法規制	
(該当箇所) P2 L17	(意見) 一般社団法人インターネットコンテンツセイフティ協会(ICSA)による子どもの性虐待コンテンツ(児童ポルノ)ブロンキング等、法規制によらない事業者による自主的な取り組みについても追加で記述する。 (理由) 青少年保護ワーキンググループ(以下「検討会」)では、事業者の取り組みを促す枠組みづくりに向けた議論・検討が進められていると理解しますが、国連「ビジネスと人権の指導原則」(2011年)を補足する「 子どもの権利とビジネス原則 」(2012年)は、法律遵守を出発点として、その先にある企業の自主的な取り組みを提唱しており、ICSAの取り組みは、 国連特別報告者 や ユニセフからも高く評価 されています。法律や制度の整備がデジタル技術の進歩・普及に追いつかないことは、本案からも明らかです。ユニセフも「 Protecting and Prioritizing Children's Rights and Safety in Digital Environments 」(2024年)等で同様の認識を示し、ゆえに、全てのデジタル関連事業者の取り組みを呼び掛けています。中長期的な施策を検討するにあたっては、法規制によらない事業者の自主的な取り組みについても焦点を当てるべきと考えます。
2. 青少年の利用形態の変化	
(該当箇所) 無し	(意見) 無し
3. 利用に伴うトラブル傾向	

(該当箇所) P5 L4	(意見①) 「利用に伴うトラブル傾向」に、「利用がもたらす便益(の可能性)」に関する既述も加える。 (理由①) 本案の特に第4章では、「青少年の発信、創作、参加といった権利やウェルビーイングも必要な観点」(P41 L14)等、デジタル技術の発達・環境変化がもたらしているインターネット利用の「正」の側面や可能性について多数言及されているにも関わらず、その「裏付け」「前提」となる状況が本項では書かれていません。「世界子供白書2017」をはじめとする発信でも、ユニセフは常に「デジタル世界の可能性と危険性」の両面に言及し続けています。
P7 L4	(意見②) トラブル傾向の整理において、いじめ、画像拡散、犯罪被害、「闇バイト」等に加え、広告・マーケティング、レコメンドアルゴリズム、商業的プロファイリング、ダークパターン、アプリ内課金、過剰なエンゲージメントを促す設計等の「消費者リスク」も明示的に位置づける。 (理由②) ユニセフ(国連児童基金)「Keeping Children Safe Online: Trends in Online Platform Regulation and Emerging Lessons」(2025年)は、オンライン上の子どもへのリスクを、Content、Contact、Conduct、Consumer、Cross-cutting risksの枠組みで整理しており、Consumer risksとして、マーケティングリスク、商業的プロファイリングリスク、金融リスク等を挙げています。また、ユニセフ等が策定した「子どもの権利とビジネス原則」は、企業活動が職場だけでなく市場や地域社会においても子どもの権利に影響を与え得ることを示し、広告・マーケティング活動も子どもの権利を尊重すべき領域に含めています。

	「課題と論点の整理」の「⑤消費者関連リスクへの対応について」の主幹官庁に総務省は含まれていませんが、中長期を見据えた取り組みの方向性を示す文書であることと、同工程表表紙裏には「※情勢の変化に応じて速やかに対応を執るなど、工程表の記載に捉われることなく柔軟に対応する」との但し書きもあることを鑑み、上記提案します。
4. 政府の取組	
(該当箇所) P9 L12-13	(意見①) 「インターネットの利用は、現代社会を生きる上で大人にも青少年にも不可欠なものとなりつつある。一方で、青少年は発達段階に応じた特有のニーズやリスクに直面することから、その権利と安全が確保される環境整備が求められる。」に修正する。 (理由①) 「課題と論点の整理」でも参照された国連子どもの権利委員会「一般的意見 25 号」の他、ユニセフ「Protecting and Prioritizing Children's Rights and Safety in Digital Environment」(2025 年)や OECD「How's Life for Children in the Digital Age」(2025 年)は、いずれも、「子どもはおとなとは異なる発達段階・脆弱性・保護ニーズを有する存在であり、したがって「大人と同じ」ではなく、「権利の主体として尊重されつつ、特別な保護と支援が必要」であることを強調しています。 (意見②) 「本報告書における青少年保護に関する取組は、安全・安心の確保にとどまらず、子どもを権利の主体として位置づけ、その最善の利益、意見表明・参加、非差別、プライバシー、表現・情報アクセス及び発達等の観点を踏まえ、デジタル環境における子どもの権利の尊重・保護・実現を総合的に図ることを基本とすることを前提に、総務省にお
P9 L17-18	

	いて今後取るべき方向性を示すものである」に修正する。 (理由②) 「課題と論点の整理」①「リスクの多様化への対応について」論点1. は、「…こども基本法やこどもの権利条約(児童の権利に関する条約)、ウェルビーイングとの関連付けをどう考えるか」としています。次章以降の「諸外国及び地方公共団体の動向」や「関係者の取り組み」「本会合の議論」の内容を評価する「視点」や「物差し」として、現行法が規定する「安心・安全の確保」の範囲内に留まらないことが明示される必要があると考えます。
第2章 諸外国及び地方公共団体の動向	
1. 諸外国の動向	
(該当箇所)	(意見)
全般	ご参考まで： ユニセフは各国の動向ならびに「G7デジタル・技術大臣会合」の成果文書に対し、以下の声明を発表しています。 ・「年齢規制だけでは子どもを守れない」(2025年12月) ・「G7デジタル・技術大臣会合～画期的な合意を歓迎」(2026年6月)
2. 地方公共団体の動向	
(該当箇所)	(意見)
無し	無し
第3章 関係者の取組	
1. 保護者による青少年保護の主な取組	
(該当箇所)	(意見)
無し	無し
2. 携帯電話事業者による青少年保護の主な取組	
(該当箇所)	(意見)
全般	ご参考まで： デジタル分野は、国連「ビジネスと人権の指導原則」(2011年)を補足する「子どもの権利とビジネス原則」(2012年)の重点分野の一つであり、ユニセフは、同事業分野で「子どもの権利とビジネス

	原則」を具体的に実装するための諸ツールを発表するとともに、様々な指針を示しています。その一つ、「Child rights and responsible technology」では、子どもにとって安全で前向きなデジタル環境を形成する上で重要な役割を担うデジタル製品・サービスの提供企業は、人権デュー・ディリジェンスにデジタル環境における子どもの権利への影響を統合する必要があるとしているとしています。また、「D-CRIA Toolbox」では、AI を含むデジタル技術を開発、導入又は利用する企業を対象に、デジタル環境における子どもの権利影響評価(Child Rights Impact Assessments - CRIA)を実施するための枠組みを示しています。
3. OS事業者による青少年保護の主な取組	
全般 (該当箇所)	(意見) ご参考まで： 第3章2意見に同じ。なお、OS事業者には、ペアレンタルコントロール等の保護機能の提供に加え、端末及びOSレベルでのデータ取得・利用、初期設定、通知、利用時間管理、アプリ権限管理等が子どもの権利に与える影響を評価し、子どもの最善の利益、プライバシー及び発達段階に配慮した設計を行うことが求められると考えます。
4. PF事業者による青少年保護の主な取組	
全般 (該当箇所)	(意見) ご参考まで： 第3章2意見に同じ。なお、PF 事業者には、サービス設計、アルゴリズム、レコメンド、広告配信、生成AI 機能、データ取得・利用、アカウント設定及びコンテンツモデレーション等が子どもの権利に与える影響について、子どもの権利影響評価を実施し、その結果に基づき、予防・軽減措置を講じるとともに、継続的に見直すことが求められると考えます。
5. アプリストア運営事業者による青少年保護の主な取組	
(該当箇所)	(意見)

全般	ご参考まで： 第3章2意見に同じ。なお、アプリストア運営事業者には、年齢レーティング及びアプリ審査において、コンテンツの適否に加え、広告、アプリ内課金、データ取得・利用、外部リンク、コミュニケーション機能、レコメンド等が子どもの権利に与える影響を評価し、年齢及び発達段階に応じた安全かつ子どもの権利尊重型のアプリ提供環境を確保することが求められると考えます。
第4章 本会合における議論	
1. 検討の基本的方向性	
(該当箇所)	(意見)
無し	無し
2. 本会合における共通認識	
(該当箇所)	(意見①)
P41 L14	「青少年の発信、創作、表現、参加に関する権利やウェルビーイングを尊重しつつ、安心・安全の確保との適切なバランスの下で情報アクセス及び必要な保護措置を実現することが重要である。」に修正する。 (理由①) 国連子どもの権利委員会一般的意見25号は、保護と権利の一方を他方の前提条件としてはならないという考え方に立っています。本案の「安心・安全の確保を前提に」は、「まず安全、権利はその後」という読まれ方をする可能性があると考えます。
P41 L17	(意見②) 「…リテラシーの向上の取り組みに加え、サービス設計段階から子ども・若者の権利と安全を組み込む「セーフティ/チャイルドライツ・バイ・デザイン」の推進育も含めた、青少年が安心・安全に新しいテクノロジーを活用できる…」に修正する。 (理由②) 国連子どもの権利委員会一般的意見25号等は、「リテラシー教育だけでは子どもを守れない」と繰り返し訴えおり、同文書等が提示する「新しいテク

P41 L20～35	ノロジー環境」の例示を修文案に反映させました。 (意見③) 第1章3意見①と同様、こちらも「リスク」だけが語られている。「可能性(opportunities)」に関する記述を加える。 (理由③) 第1章3理由②に同じ。
P42 L4	(意見④) 「…過剰な役割が期待されている。」の後に「全てのデジタル関連事業者が子どもの権利に基づくデジタル環境の整備に取り組むことが必要。」を加筆する (理由④) ユニセフ「Keeping Children Safe Online」(2025年)は、政府は法律、政策、インセンティブ、自主基準等を含む「スマートミックス」を実施し、デジタル環境で事業を行うすべての企業が、子どもの権利を含む人権を尊重するよう確保する必要があるとしています。また、同文書は、実効的な規制には、法的権限、財政的・人的資源を備えた執行メカニズムが必要であるとも指摘しています。
P42 L2-4	(意見⑤) 「青少年の健全なデジタル利用を支えるためには、保護者、事業者、教育機関及び行政機関がそれぞれの責任を適切に果たすことが重要であり…」に修正 (理由⑤) 国連子どもの権利委員会一般的意見25号は、「国家」「事業者」「教育機関」の責任も強調。ユニセフも「Protecting and Prioritizing Children's Rights and Safety in Digital Environments」(2024年)などで、企業の(設計)責任を強く求めています。本案の表現は、(国

	や事業者等よりも)「まず保護者」との印象を与えかねません。
3. PFサービスの設計上の青少年保護措置	
(該当箇所) P44 L25	(意見) 「○ セーフティ・バイ・デザイン及びプライバシー・バイ・デザインに加え、子どもの最善の利益、発達、参加、非差別、プライバシー、表現・情報アクセス等を含む「チャイルド・ライツ・バイ・デザイン」の考え方を踏まえた設計を促進するべきではないか」に修文 なお、本修文は、「PF事業者」に留まらずすべてのデジタル関連事業者にも適用さえるべき内容と考えます。 (理由) ユニセフ「 Keeping Children Safe Online 」(2025年)は、オンラインプラットフォーム規制において、安全及びプライバシー・バイ・デザイン、影響又はリスク評価、年齢保証等が各国で共通して現れている事業者義務であると整理しています。したがって、デジタルサービスの設計においては、単に危害を避けるための安全設計にとどまらず、子どもの権利全体を設計段階から組み込むアプローチが必要であると考えます。
4. アプリストアのレーティング	
(該当箇所) P48 L6	(意見) レーティングを指定する主体が誰になるにせよ、国は、そうしたレーティングの指針となる基準を示す必要があると考えます。また、その基準は、アプリストアが提供するサービスのみならず、子ども・若者が使用するあらゆる形態のデジタルサービスに適用されるレーティングに対して示されるべきと考えます。 (理由) 政府・本案は、法律による一律のSNS利用の年齢制限という手法は否定しつつも、同手法を導入した(検討している)国々の「SNS利用が子どもや若者の健康を損ない、命も奪っている」こと、すなわ

	ち、子ども・若者の最も基本的な人権が侵害されている(可能性がある)ことへの危機感は共有されていると認識します。 ユニセフ「Keeping Children Safe Online」(2025年)は、政府は法律、政策、インセンティブ、自主基準等を含む「スマートミックス」を実施し、デジタル環境で事業を行うすべての企業が、子どもの権利を含む人権を尊重するよう確保する必要があるとしています。また、同文書は、実効的な規制には、法的権限、財政的・人的資源を備えた執行メカニズムが必要であると指摘しています。 ICSAによる自主的な子どもの性的虐待コンテンツ(児童ポルノ)のブロッキング施策も、所謂「児童ポルノ等禁止法」の定義に基づいて行われていることから、国が一定の基準を示す必要があると考えます。
5. フィルタリング機能を含む技術的保護手段	
(該当箇所)	(意見)
全般	同上
6. 携帯電話事業者による各種確認義務	
(該当箇所)	(意見)
全般	同上
7. その他	
(該当箇所)	(意見)
P52 L4	「○ 青少年(子ども・若者)のリテラシー向上に向けた施策の検討過程においては、子ども及び若者の意見を政策形成・施策評価に継続的に反映する仕組みをつくるべきではないか。」を加える。 (理由) 「子どもの権利条約」第12条に基づき、国連子どもの権利委員会一般的意見25号は、その策定過程において、日本を含む28か国709人の子どもへの国際的協議を踏まえてまとめられました。また、ユニセフは、デジタル環境に関する取組において、子どもの意見及び視点を取り入れることを求めています(一例)。さらに、「課題と論点の整理」案も、条約第12条の理念に基づきこども家庭庁

	に常設された「こども若者★意見プラス」に諮問されました。
第5章 今後の進め方	
(該当箇所) P53 L6-9	(意見) 「…青少年のインターネット利用に関わる者全てが、いわば総力戦として挑むべき課題である」とされたことを歓迎します。他方で、今後のご議論・ご検討の過程では、事業者の自主的取組を尊重しつつも、法令やガイドライン、透明性報告、外部評価、研究者による検証可能性、子ども・若者の参加等も組み合わせた「スマートミックス」により、子どもの権利を実効的に確保する枠組づくりを目指していただきたいと思います。 (理由) ユニセフ「Keeping Children Safe Online」(2025年)は、政府は法律、政策、インセンティブ、自主基準等を含む「スマートミックス」を実施し、デジタル環境で事業を行うすべての企業が、子どもの権利を含む人権を尊重するよう確保する必要があるとしています。また、同文書は、実効的な規制には、法的権限、財政的・人的資源を備えた執行メカニズムが必要であるとも指摘しています。
自由記載	
本案で紹介されたワーキンググループでのご議論の内容と示された方向性が、多くの点で国連子どもの権利委員会一般的25号等が提唱する「子どもの権利の視点」を踏まえたものとなっていることを歓迎します。一方で、本案の文面からは、「課題と論点の整理」や本案の議論に関与した方々でない限り、そうした事実(≡貴省の姿勢)が読み取りにくい＝伝えられていないと考えます。第1章4や第4章1に記した意見は、こちらを反映したものです。 SNS利用の年齢制限を導入する動きが各国に広がる中、昨年12月、ユニセフは、「年齢制限だけでは子どもを守れない」と、安全で包摂的かつ子どもの権利を尊重するデジタル環境の構築を呼び掛けました。同様の理由を背景に、本案を巡る動きに対しても国内外から注目が寄せられていますが、中には、「日本は他国に遅れを取っている」といった見方や誤解もあるようです。「デジタル空間で子ども(の権利)を守るために必要なこと」の理解を国内外で広げるために、貴省におかれましても積極的なメッセージ発信をご検討いただければ幸いです。	

なお、P44 L25に、「(PF)事業者に対し、安全設計に取り組むインセンティブを作る仕組みづくりを検討すべきではないか。」との記述がありますが、インセンティブの問題は、PF事業者に限らないと考えます。政府が本年度より取り組んでいる「こどもとともに成長する企業構想」では、企業による「子どもの権利とビジネス原則」の実装に対するインセンティブの設定も検討されていると伺っています。本案で議論されているデジタル関連企業への働きかけを、「こどもとともに成長する企業構想」に結びつけることも、諸課題に対処するにあたっての有望・有効なオプションの一つとして検討いただけるのではないかと考えます。

また、第4章7意見に記した「子どもと若者の参加」の必要性・重要性は、「リテラシー向上」の範囲に留まりません。「論点と課題の整理」とりまとめのプロセスの中では、「こども若者★意見プラス」への諮問と「やさしい版」による議論の結果報告が行われ、具体的な施策が今後複数年を掛けて検討されることが伝えられました。つきましては、本案に関わる検討状況(結果)についても報告いただくとともに、本案をもとにした政策の策定や見直し及び評価が行われる過程でも、引き続き子ども・若者への諮問プロセスが担保されるよう要望します。